

令和8年度 生活指導の方針及び体罰防止に向けた取組について

八王子市では、7から9月、12月を体罰防止（服務事故防止を含む）月間と位置づけ「体罰防止」に努めてきた。体罰だけでなく、不適切な指導、暴言等により児童や保護者・地域の方々から信頼を損なうことのないよう「痛くない？あなたの心と子どもの心 STOP体罰 NO暴言」のスローガンの下、体罰のない指導に努めていく。

1 生活指導の基本方針

教師一人一人が、児童・家庭・地域との信頼関係を築き、深め続ける。

⇒例えば「がんばっているね。」という言葉1つでも、信頼している教師から言われた言葉とそうでない教師から言われた言葉では、大きな差が出る。信頼されている教師ほど、児童の成長に大きな影響力を与えることができる。

2 鑓水小学校の生活指導で大切にすること

【プラスの生活指導】

できていないことを注意するだけでなく、児童一人一人のよさや成長の過程に目を向け、認め励ますことで児童の成長を支援する。

【攻めの生活指導】

生活指導面で、問題がない時こそ、次に起きる問題を予測し、先回りした指導を行うことで、対処に追われず、心に響く指導を実現する。

3 生活指導体制

- ・生活面での課題を早期に発見できるよう、「生活指導夕会（毎週木曜）」「いじめ対策委員会（毎週金曜）」「校内委員会（月1回）」を中心に情報交換を日常的に行う。
- ・指導方針の共有化を図り、担任だけでなく、複数の教員で対応する。
- ・できる限りスクールカウンセラーも参加し、生活指導夕会等で情報を共有し、組織的な対応を図る。
- ・道徳科、学級活動、児童会活動等を通し、教育活動全体を通して豊かな心を育てる指導を実践する。

4 児童・家庭との信頼関係を築き、深めるために《体罰防止を徹底しながら》

（1）教員一人一人の資質・能力の向上

- ①学期はじめと学期末、計6回の校内研修（体罰防止や人権尊重等）
- ②管理職と教員一人一人、計3回の面談の実施
- ③体罰防止チェックシートを活用した、毎月のセルフチェック

（2）児童・家庭への情報提供

- ①「不安や悩みがあるときは（東京都教育委員会資料）」の複数回の通知及び活用方法の指導
- ②スクールカウンセラー、養護教諭、別室指導員等、児童や保護者が一人で悩まずに気軽に相談できる窓口を周知し、相談体制を充実させる。